

# 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 事務局規程

昭和 61 年 7 月 22 日  
神社協規程第 3 号

## (事務局職員)

第 1 条 定款第 20 条の規定により事務局を設置し、次の職員を置く。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 事務局長          | 1 名       |
| (2) 事務局次長         | 必要に応じて若干名 |
| (3) 支所長及び施設長      | 必要に応じて若干名 |
| (4) 係長            | 必要に応じて若干名 |
| (5) 専任職員及び福祉活動専門員 | 若干名       |

2 必要があるときは、常勤・非常勤職員を置くことができる。

## (職 務)

第 2 条 事務局長は、会長の命を受けて事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在のときはこれを代行する。
- 3 支所長は、事務局長の命を受けて支所の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 4 係長は、次長及び支所長の命を受けて分担の事務に従事する。
- 5 専任職員、福祉活動専門員及びその他の職員は、それぞれ上司の命を受けて所属の事務に従事する。

## (グループ)

第 3 条 事務局を神栖本所、波崎支所に置き以下のグループを置く。

- 2 神栖本所には、総務グループ、まちづくりグループ、在宅福祉サービスグループ、福祉作業所グループを置くことができる。
- 3 波崎支所には、まちづくりグループ、在宅福祉サービスグループ、福祉作業所グループを置くことができる。

## (分掌事務)

第 4 条 各グループは、次の事務を掌る。

- 1 総務グループは、以下(1)～(10)、(27)の事務を掌る。
- 2 まちづくりグループは、以下(7)～(21)、(24)、(27)の事務を掌る。
- 3 在宅福祉サービスグループは、以下(7)～(10)、(22)～(23)、(25)、(27)の事務を掌る。
- 4 作業所グループは、以下(7)～(10)、(26)、(27)の事務を掌る。
  - (1) 役員会及び評議員会に関する事。
  - (2) 会員の入退会に関する事。
  - (3) 定款及び諸規程に関する事。
  - (4) 公印の管守に関する事。
  - (5) 人事及び福利厚生に関する事。
  - (6) 給与及び旅費等に関する事。
  - (7) 文書の収受、発送、編集及び保存に関する事。
  - (8) 予算の編成及び経理並びに決算に関する事。
  - (9) 物品の調達、管理及び処分に関する事。

- (10) 資産の管理及び処分に関する事。
- (11) 社会福祉事業の調査及び研究に関する事。
- (12) 社会福祉事業の総合的企画に関する事。
- (13) 社会福祉事業の普及広報に関する事。
- (14) 社会福祉事業施設及び社会福祉関係団体との連絡調整並びに育成に関する事。
- (15) 支部社会福祉協議会の育成及び連絡調整に関する事。
- (16) 児童，母子，老人，心身障害者，低所得者等の福祉に関する事。
- (17) ボランティアセンターの運営に関する事。
- (18) 生活福祉資金貸付に関する事。
- (19) 福祉総合相談事業に関する事。
- (20) 歳末たすけあい事業及び共同募金事業への協力に関する事。
- (21) 居宅介護支援事業に関する事。
- (22) デイサービス事業に関する事。
- (23) 訪問入浴事業に関する事。
- (24) 福祉用具貸与事業に関する事。
- (25) 訪問介護事業に関する事。
- (26) 福祉作業所事業に関する事。
- (27) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。

(委 任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

付 則

この規程は，昭和61年 7月22日から施行する。

この規程は，昭和63年 4月 1日から適用する。(改訂第1号)

この規程は，平成 8年 5月20日から適用する。(改訂第10号)

この規程は，平成12年 4月 1日から適用する。(改訂第23号)

この規程は，平成17年 4月 1日から適用する。(改訂第33号)

この規程は，平成17年 8月 1日から適用する。(改訂第37号)

この規程は，平成19年 4月 1日から適用する。(改訂第63号)